

令和7年 富士見町 規則

第 20 号

富士見町給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月24日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町給水条例施行規則の一部を改正する規則

富士見町給水条例施行規則(平成10年富士見町規則第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に、「補則(第26条)」を「補則(第27条)」に改める。

第8条第2項中「前第2号」を「前項第2号」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第26条を第27条とする。

第25条の見出し中「水量料金」を「料金」に改め、同条第1項中「ボイラー」を「、ボイラー」に、「、若しくは」を「又は」に、「水量料金」を「料金」に改め、同条第3項中「水量料金」を「料金」に、「前年同期の水量料金」を「前年同期の使用水量に係る料金」に、「、若しくは」を「又は」に改め、同条第7項中「条例第36条、第37条」を「条例第36条又は第37条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(料金の繰上徴収)

第26条 管理者は、水道使用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、納入義務が確定した料金について、納期限前においても繰り上げて徴収することができる。

- (1) 国税滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、又は破産手続が開始されたとき。
- (2) 相続が開始された場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- (3) 法人が解散したとき。
- (4) その他管理者が必要と認めたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。